

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○福島県企業局
の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県企業局

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年2月12日

福島県知事 内堀雅雄

福島県企業局管理規程第1号

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（昭和44年福島県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等）

第9条 条例第2条第1項の会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関しては、本条で定めるものを除くほか、知事の事務部局に勤務する会計年度任用職員の例による。

- 報酬又は給料の適用範囲の区分及び基準は、別表第6に掲げるとおりとする。
- 労働基準法第39条第7項の規定に基づく年次有給休暇の時季指定に関する取扱いについては、第2条第2項の規定を準用する。
- 条例第13条第3項の管理者が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - 任期が6月未満の者（任期が6月以上の者とみなされる者を除く。）
 - 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者
 - 前2号に掲げる者のほか、管理者が別に定める者

第10条の見出し中「非常勤職員」を「特別職の非常勤職員」に改め、同条第1項中「常勤職員以外の企業職員（短時間勤務職員及び前条に規定する企業職員を除く。）」を「特別職の非常勤職員」に、「非常勤の職員」を「特別職の非常勤職員」に改め、同条第2項中「企業職員」を「特別職の非常勤職員」に改める。

別表第5の3の次に次の一表を加える。

別表第6（第9条関係）

区分	給料月額の上限
企業行政職給料表が適用される職員と類似する職務に従事する会計年度任用職員	別表第1 企業行政職給料表に定める1級における最高の号給の給料月額

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経営・販売課)